

パブリックコメントの実施結果

意見の反映区分

「A」条例と同趣旨のもの 「B」条例の修正を行ったもの 「C」条例の推進段階で検討するもの 「D」条例の修正が困難なもの 「E」条例に関する感想や質問であるもの

番号	意見の反映区分	ご意見の内容	対応
1	E	(全体) ・大前提(目的)として佐賀県民の為の施策であってほしいです。	県民誰もがそれぞれの関わり方でスポーツを楽しむことができる環境の充実を基本に、施策を実施してまいります。
2	C	(第4条について) ・優れた指導者の後継者育成プログラムが必要	ご意見のとおり、優れた指導者の後継者を育成し、継続的な育成環境を整備することは重要であることから、今後の施策の検討にあたって参考とさせていただきます。
3	C	(第4条について) ・佐賀県民の心身の健康に寄与する施策が必要	スポーツの持つ力は、人々の心身の健康にも寄与するものと考えられることから、施策の検討、実施の際の参考にさせていただきます。
4	C	(第4条、第6条、第8条について) ・「小学生から社会人まで、一貫したアスリートを育成する体制を構築する団体への支援」とはどのような団体を想定されているのでしょうか？ ・スポーツ選手育成には、幼少時から優秀な指導者による指導が不可欠であり、その指導者の能力を十分に発揮するには、その指導者の生活が安定する必要があります。 ・競技団体と企業のコラボが理想的ですが、地域で支えるスポーツクラブというコンセプトも必要ではないでしょうか。 ・そこで提案ですが「……並びに小学生から社会人まで、一貫したアスリートを育成する体制を構築する団体への支援を行うとともに、地域における各種スポーツクラブの振興・支援を行う。」	・「小学生から社会人まで、一貫したアスリートを育成する体制を構築する団体」とは、一つの練習拠点において、小学生から社会人までのアスリートと一緒に練習する指導体制を構築している競技団体を想定しています。 ・ご意見のとおり、優秀な指導者の確保及びその生活の安定は重要なことから、第6条において、「指導者の就職支援に取り組む」旨規定することで、競技団体や企業の参画も得て、指導者の生活が安定する仕組みを目指していきます。 ・また、第4条第1項第1号では、「学校、競技団体、企業等との連携による育成環境の充実を図る」旨規定しており、地域における各種スポーツクラブとの連携についても施策の検討、実施の際の参考にさせていただきます。
5	A	(第4条、第5条について) ・豊富なスポーツトレーニング施設、養生リカバリー施設、学校、寄宿舎などの施設の充実が必要	・ご意見のとおり、アスリートの育成及び指導者の育成環境や練習環境の充実は重要であることから、第4条第2項に「学校、競技団体、企業等との連携によりアスリートのための寮を整備、運営する」こと、第5条に「練習環境の充実」について、それぞれ規定しています。
6	B	(第4条、第5条について) ・全障スポで盛り上がった県内全体の障害者スポーツの機運が、一瞬で無くなるのを危惧している。 ・各地域で、支える人の確保を含め障害者スポーツができる環境を整えることが必要と考える。 ・指導者、環境ともに市町によって温度差があるので県が機運を盛り上げて欲しい。	・ご意見のとおり、SAGA2024全障スポの開催により、障害者が行うスポーツに対する理解や障害者を支える機運が高まったと考えられ、これを一過性のものとせず、更に広めていくことが重要です。いただいたご意見を踏まえ、第4条第3項に「障害者を支える人材の育成や情報発信等により、障害の有無にかかわらず、県民誰もがスポーツに参加しやすい環境の整備に努める」旨規定するとともに、第5条第3項において、「県内の練習施設が障害の有無にかかわらず利用しやすいものとなるよう、施設の設置者等に対して必要な助言を行うよう努める」旨を規定しました。

パブリックコメントの実施結果

意見の反映区分

「A」 条例と同趣旨のもの 「B」 条例の修正を行ったもの 「C」 条例の推進段階で検討するもの 「D」 条例の修正が困難なもの 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

番号	意見の反映区分	ご意見の内容	対応
7	B	(第4条、第5条について) ・全障スポに向けてチームがたくさんできて、全障スポまでは場所の確保はじめ、色々と支援してもらった。 ・今後は、自分たちでやっていけるようにしなければいけないが、続けていくことが難しい状況 ・2024でやめる選手もあり、団体競技はチームとして成立しなくなったり、支える側も誰が運営していくかなど課題が多い。	・いただいたご意見を踏まえ、第4条第3項に「障害者を支える人材の育成や情報発信等を行うことにより、障害の有無にかかわらず、県民誰もがスポーツに参加しやすい環境の整備に努める」旨規定するとともに、第5条第3項において、「県内の練習施設が障害の有無にかかわらず利用しやすいものとなるよう、練習施設の設置者等に対して必要な助言を行うよう努める」旨を規定しました。 ・また、支える文化の定着のため、第7条第2項に「競技会運営者及びボランティアに携わる機会の創出に努める」ことを規定しました。
8	B	(第4条、第5条について) ・SAGA2024全障スポで、これまでは「する」「観る」だけだったが「支える」にスポットが当たったと感じた。今後は、各地域で、人の確保を含めて障害者スポーツができる環境を整えるのが必要と考える	・ご意見のとおり、SAGA2024全障スポの開催により、障害者が行うスポーツに対する理解や障害者を支える機運が高まったと考えられ、これを一過性のものとせず、更に広めていくことが重要です。いただいたご意見を踏まえ、第4条第3項に「障害者を支える人材育成や情報発信等を行うことにより、障害の有無にかかわらず、県民誰もがスポーツに参加しやすい環境の整備に努める」旨規定するとともに、第5条第3項において、「県内の練習施設が障害の有無にかかわらず利用しやすいものとなるよう、練習施設の設置者等に対して必要な助言を行うよう努める」旨を規定しました。 ・また、支える文化の定着のため、第7条第2項に「競技会運営者及びボランティアに携わる機会の創出に努める」ことを規定しました。
9	A	(第4条、第5条について) ・障害者スポーツについて。ハード面の障壁は、大抵ソフト面でカバーできる。	・障害者スポーツにおけるソフト面を充実させるため、第4条第3項において、「障害者を支える人材の育成、障害の有無にかかわらず県民誰もがスポーツに参加しやすい環境の整備」について規定しています。また、第5条3項に「県内の練習施設が障害の有無にかかわらず利用しやすいものとなるよう、練習施設の設置者等に対して必要な助言を行うよう努める。」旨を規定しました。
10	A	(第4条、第6条について) ・部活動が社会体育化し地域移行した際に、指導者の確保など継続してスポーツに取り組める環境を作っていくことが大事	・ご意見のとおり、指導者の確保は重要であることから、第4条に「アスリート及び指導者の育成」について、第6条に「指導者に対する県内の企業又は団体への就職を支援する」旨を規定しています。
11	A	(第4条について) ・優秀な指導者の確保が必要	・ご意見のとおり、優秀な指導者の確保は重要であることから、第4条第2項において、指導者がスポーツ医科学、スポーツ栄養学、ICT活用等の最新の知見を学ぶことができる仕組みの構築等を行うことにより、指導者の資質が向上する環境の整備に努めることを規定しています。
12	A	(第4条について) ・これまで障害者アスリートが指導に回るとい方はいなかったが、SAGA2024の障害者アスリートが2名ほど、指導者の資格を取りに来た。こうした動きが今後も続いてほしい。	・障害者スポーツにおいては、指導者のみならず、障害者を支える人材の育成も重要であることから、第4条第3項に「障害者を支える人材の育成」について規定しています。

パブリックコメントの実施結果

意見の反映区分

「A」 条例と同趣旨のもの 「B」 条例の修正を行ったもの 「C」 条例の推進段階で検討するもの 「D」 条例の修正が困難なもの 「E」 条例に関する感想や質問であるもの

番号	意見の反映区分	ご意見の内容	対応
13	C	(第4条、第5条について) ・佐賀県は県内の大学と連携するなど最先端の測定が行われている。「稼ぐ」の観点からもスポーツICTを佐賀県の売りにした合宿誘致等をしてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、県では、県内の大学と連携し、測定、評価など最先端のスポーツ医科学の取組を進めており、第4条第1項第3号において、「アスリートがスポーツ医科学に基づいた支援を受けることができる環境の整備」について規定するとともに、同2項において、「指導者も最新の知見を学ぶことができる仕組みの構築等を行う」旨規定しています。 また、第5条第2項において、「練習環境の整備にあっては、合宿の開催等も含めたスポーツビジネスの推進における活用等、将来的な視点をもって多角的に検討する」旨を規定しており、今後、施策の検討、実施の際の参考にさせていただきます。
14	C	(第8条について) ・商品開発などを佐賀県の産学官連携し稼げるスポーツビジネスの発展に努める施策が必要	<ul style="list-style-type: none"> SSP構想では、アスリートがスポーツで食べていける社会、スポーツを活かしたビジネスシーンが広がる社会を目指しています。ご意見のとおり、産学官が連携して、稼げるスポーツビジネスを推進することは重要なことから、第8条に「スポーツビジネスの推進」について規定しており、施策の検討、実施の際の参考にさせていただきます。
15	C	(第9条) ・スポーツ大会の補助事業が必要	<ul style="list-style-type: none"> 第9条において、「県民がそれぞれの関わり方でスポーツに親しみ、スポーツに参加できる機会の提供に努める」旨規定しており、施策の検討、実施の際の参考にさせていただきます。
16	C	(第9条) ・来年以降は、全障スポも九州ブロックで勝ち上がらないと全国大会に行けない。障害者スポーツは、競技ごとの全国大会などの試合がなく目標とする場がない。	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、アスリートにとって目標は大切であり、第9条において、「スポーツに参加できる機会の提供に努める」旨規定しており、施策の検討、実施の際の参考にさせていただきます。

A	5	条例と同趣旨のもの
B	3	条例の修正を行ったもの
C	7	条例の推進段階で検討するもの
D	0	条例の修正が困難なもの
E	1	条例に関する感想や質問であるもの
計	16	